

議案第3号

幸手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

幸手市固定資産評価審査委員会条例（昭和56年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月21日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、書面審理に関し引用している法律の題名及び条項の改正をしたいので、この案を提出するものである。